

区市町村振興協会資金貸付細則の一部改正

財務省は、平成31年3月12日、(1) 財政融資資金の貸付金利の下限について、これまで0.01%としていた下限を、平成31年4月1日から、0.001%とする。(2) 0.01%未満となる下限は、国債のイールドカーブに基づいた金利を設定する。(3) 金利改定時期を毎月1日とするとの報道発表を行ったところである。

振興協会における現在の資金貸付利率(貸付細則第6条)は、原則、振興協会の貸付利率が財政融資資金の貸付金利を上回らないよう制度設計しているが、財政融資資金の貸付金利が0.01%未満となることは想定していなかった。

今般の財務省の方針を踏まえ、財政融資資金の貸付金利が0.01%未満となった場合、下記のとおり振興協会の貸付利率を財政融資資金の貸付金利と同率とする一部改正を行なった。

記

1 規 程

公益財団法人東京都区市町村振興協会資金貸付細則

2 一部改正の内容

(貸付条件) 第6条(1)イ及びロのただし書きを次のとおり改正する。

イ (長期貸付)

ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01以上0.1%以下の場合については、当該貸付利率に、0.7を乗じて得られた率(小数点第3位四捨五入)と、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%未満の場合については、当該財政融資資金貸付金の貸付利率とする。

ロ (短期貸付)

ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01以上0.1%以下の場合については、当該貸付利率に、0.5を乗じて得られた率(小数点第3位四捨五入)と、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%未満の場合については、当該財政融資資金貸付金の貸付利率とする。

3 施行期日 平成31年(2019年)5月10日

区市町村振興協会資金貸付細則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第6条 同右</p> <p>(1)同右</p> <p>イ 長期貸付にあつては、資金を貸付けた日(以下「貸付日」という。)における財政融資資金貸付金の元金均等償還半年賦のうち、次号の償還期限及び据置期間と同一条件の貸付利率に、0.3を乗じて得られた率(小数点第2位四捨五入)を、当該財政融資資金貸付金の貸付利率から減じて得られた率とする。</p> <p>ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が<u>0.01以上0.1%以下</u>の場合については、当該貸付利率に、0.7を乗じて得られた率(小数点第3位四捨五入)と、<u>当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%未満の場合については、当該財政融資資金貸付金の貸付利率とする。</u></p> <p>ロ 短期貸付にあつては、貸付日における財政融資資金貸付金の満期一括償還5年以内の貸付利率に0.5を乗じて得られた率(小数点第2位四捨五入)を、当該財政融資資金貸付金の貸付利率から減じて得られた率とする。</p> <p>ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が<u>0.01以上0.1%以下</u>の場合については、当該貸付利率に、0.5を乗じて得られた率(小数点第3位四捨五入)と、<u>当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%未満の場合については、当該財政融資資金貸付金の貸付利率とする。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)貸付利率は、次のとおりとする。</p> <p>イ 長期貸付にあつては、資金を貸付けた日(以下「貸付日」という。)における財政融資資金貸付金の元金均等償還半年賦のうち、次号の償還期限及び据置期間と同一条件の貸付利率に、0.3を乗じて得られた率(小数点第2位四捨五入)を、当該財政融資資金貸付金の貸付利率から減じて得られた率とする。</p> <p>ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.1%以下の場合については、当該貸付利率に、0.7を乗じて得られた率(小数点第3位四捨五入)とする。</p> <p>ロ 短期貸付にあつては、貸付日における財政融資資金貸付金の満期一括償還5年以内の貸付利率に0.5を乗じて得られた率(小数点第2位四捨五入)を、当該財政融資資金貸付金の貸付利率から減じて得られた率とする。</p> <p>ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.1%以下の場合については、当該貸付利率に、0.5を乗じて得られた率(小数点第3位四捨五入)とする。</p> <p>以下省略</p>

23 特別区共同事業「特別区全国連携プロジェクト関連事業」に係る追加事業費助成の件

この度、特別区長会から、別紙のとおり、「特別区全国連携プロジェクト関連事業」に係る追加助成の要望があった。

「特別区全国連携プロジェクト関連事業」のうち、「被災地支援事業」に関して、今年度に入ってから令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号と大規模災害が引き続いて発生したことにより、被災地支援金に不足が生じる見込となったため、その経費の助成を要望している。

「被災地支援事業」については、被災地域への支援となるとともに、新たな連携の契機や災害対策上の広域ネットワークづくり、災害発生から復興に至るノウハウの継承など特別区の災害対策に寄与するものであり、区市町村の振興に資する事業であるところから、下記のとおり追加助成を行うこととする。

また、追加助成に伴い令和元年度事業計画書について、下記のとおり変更する。

記

- 1 助成対象団体 特別区長会
- 2 追加助成額 100,000千円 (事業基金充当)
令和元年度助成総額 497,410千円

3 令和元年度事業計画書の変更

「Ⅱ 事業計画」、「3 区市町村振興共同事業助成」、「(3) 23 特別区が連携及び共同して行う事業」の予算額及び合計額「397,410千円」を「497,410千円」とし、同項の事業の表のうち1段目の「①特別区全国連携プロジェクト関連事業」の「助成団体 助成額」の項目の助成額「141,770千円」を「241,770千円」に変更する。

[変更後]

3 区市町村振興共同事業(定款第4条第1項第3号)

(3) 23特別区が連携及び共同して行う事業 (予算額497,410千円)

助成対象事業	事業概要	助成団体 助成額
① 特別区 全国連携 プロジェクト関連 事業	<p>各区及び23特別区が全国各地域との連携・交流をさらに深める契機となる特別区全国連携プロジェクト関連事業を実施することにより、東京を含めた各地域の経済の活性化、地域の振興を図る。</p> <p>(1) 各区が実施する事業 (2) 23区全体で実施する事業 (3) 自治体間連携の創出、広域的連携の推進に関連する事業 (4) 被災地支援事業</p>	<p>特別区長会 公益財団法人 特別区協議会</p> <p style="text-align: right;">241,770千円</p> <p style="text-align: right;">事業基金</p>
合 計		497,410千円

[変更前]

3 区市町村振興共同事業(定款第4条第1項第3号)

(3) 23特別区が連携及び共同して行う事業 (予算額397,410千円)

助成対象事業	事業概要	助成団体 助成額
① 特別区 全国連携 プロジェクト関連 事業	<p>各区及び23特別区が全国各地域との連携・交流をさらに深める契機となる特別区全国連携プロジェクト関連事業を実施することにより、東京を含めた各地域の経済の活性化、地域の振興を図る。</p> <p>(1) 各区が実施する事業 (2) 23区全体で実施する事業 (3) 自治体間連携の創出、広域的連携の推進に関連する事業 (4) 被災地支援事業</p>	<p>特別区長会 公益財団法人 特別区協議会</p> <p style="text-align: right;">141,770千円</p> <p style="text-align: right;">事業基金</p>
合 計		397,410千円